

サプライチェーンマネジメント

体制

GRI102-9
GRI204-DMA
GRI308-DMA
GRI407-DMA
GRI414-DMA

実績

GRI204-DMA
GRI407-DMA
GRI414-1

▶ サプライヤー取引に関するグループポリシー
▶ P40
▶ P89

GRI204-DMA
GRI408-DMA
GRI408-1
GRI409-DMA
GRI409-1
GRI411-DMA
GRI412-DMA
GRI412-1
GRI414-2

▶ 人権尊重に関するグループポリシー
▶ 2019年人権デュー・ディリジェンス報告書
▶ P58

味の素グループでは、味の素(株)がグループ全体の調達方針を策定し、その方針に基づいて国内外のグループ会社が戦略・計画を立て、実践する仕組みとなっています。グループ内で調達方針およびベストプラクティスの共有を行うために、「味の素グループグローバル調達会議」を適宜開催しています。加えて、グループ内の関係者が必要な情報にいつでもアクセスでき、トピックの適時発信が可能なツールを活用しています。

サプライヤーとの取り組み

味の素グループは、「サプライヤー取引に関するグループポリシー」に定めたサプライヤーに対するサステナビリティ観点での期待事項をお伝えし、サプライチェーンにおける人権・社会的側面の持続可能性確保に共働して取り組むべく、サプライヤーにご理解・ご協力をお願いしています。これに加え、2018年度には企業倫理データのプラットフォームであるSedex(サプライヤーとバイヤーがサステナビリティ情報やビジネス慣行における情報を開示・閲覧できるサプライヤーエシカル情報共有プラットフォーム)に加入しました。

2019年度は、Sedexに未加入の国内サプライヤーに対して、加入の意思を確認するとともに、Sedexと同等の自己評価アンケート(SAQ : Self-Assessment Questionnaire)への回答をお願いし、約73%を回収しました。

2020年度以降もSedexおよびSAQを活用して、国内・海外サプライヤーの評価やコミュニケーションを継続していく予定です。

サプライヤーホットライン

味の素グループでは、2018年度に「サプライヤーホットライン」を設置しました。役員・従業員からの通報窓口のほか、取引先からの通報窓口を開設し、味の素グループ役員・従業員の法令違反や「味の素グループポリシー」(AGP)逸脱の疑いのある行為の早期発見と是正を図っています。また、将来的にはサプライチェーンにおける人権・環境問題等を発見する手段の一つとして活用します。

人権デュー・ディリジェンス

味の素グループは、「人権尊重に関するグループポリシー」に基づき、事業全体の人権影響評価・人権リスクの明確化に努めています。

2018年度は、相対的にリスクが高かったタイの水産・鶏肉産業のサプライチェーンにおける人権影響評価を実施しました。2019年度は、タイに次ぎリスクの高いブラジルにおけるサトウキビおよびコーヒー豆について、人権影響の予備調査を実施しました。また、日本において、サプライヤーに対する外国人技能実習制度のフォローアップおよび送り出し機関、監理団体への関わりを強化しました。

2020年度は、ブラジルでの人権影響評価を継続して実施するとともに、CGFの強制労働排除の3原則^{※1}実践に向けた取り組みやサプライチェーンにおける外国人労働者の労働環境をモニタリングするシステムの導入等を通じて、人権リスクの低減を図る予定です。

※1 強制労働撲滅に向けた業界の優先的原則